

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

### 福井県警察における訓令・通達等の公表について

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が必要不可欠であり、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という要請に応え、積極的に情報の公表を推進することは、極めて重要である。

そこで、県警察においては、福井県警察における訓令・通達等の公表について（平成29年警総甲達第5号。以下「旧通達」という。）に基づき、情報の公表を積極的に推進しているところであるが、今後は下記のとおり実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

### 記

#### 1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、県警察の訓令・通達その他施策に関する情報についての公表基準等を定めることにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

#### 2 公表基準

公表する訓令、通達等（以下「公表文書」という。）は、県警察の施策を示すものとする。ただし、訓令、通達等の名称に福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているもの及び次に該当するものを除く。

- (1) 人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等の内部管理に関するもの
- (2) 電算システムに関する技術的事項並びに犯罪手口及び統計の分類等の専ら技術的又は補足的事項を定めるもの
- (3) その他県民生活に影響を及ぼさないもの

#### 3 公表範囲

- (1) 公表文書のうち、非公開情報を含まないものについては、全文を公表するものとする。
- (2) 公表文書のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。
- (3) 県民の関心の高い事項を内容とするもの及び県民の意見・要望等に対する施策で当該内容を広く県民に伝える必要があるものについては、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

#### 4 公表時期及び期間

- (1) 所属長は、公文書が公表基準に該当すると認めた場合は、原則として、文書施行後速やかに公表の手続を行うものとする。
- (2) 公表期間については、当該公表文書の有効期間とする。  
なお、公表文書を廃止したときは、速やかに必要な措置を執るものとする。

#### 5 公表手段

公表文書は、福井県警察インターネットホームページ（以下「県警ホームページ」という。）への掲載及び県民サポート課情報公開室の情報公開窓口（以下「窓口」という。）への備付けにより公表するものとする。

#### 6 公表手続

##### (1) 公表文書の公表依頼

所属長は、公表文書を新規に公表し、変更し、又は削除しようとする場合は、訓令・通達等公表依頼書（別記様式）を用いて依頼すること。新規又は変更の場合は、公表文書（一部改正規程の場合は、当該規程の溶け込み文とする。）を添えて県民サポート課長（情報公開室経由）に提出するとともに、ふくいECHOネットの県内メール等を使用して当該文書の電磁的記録を送付するものとする。

##### (2) 県警ホームページへの掲載

県民サポート課長は、（1）により公表文書の提出を受けた場合には、速やかに福井県警察インターネットホームページ運用要綱の制定について（令和3年警サポ甲達第10号）により、県警ホームページへの掲載を行うものとする。

なお、福井県インターネットホームページの福井県条例規則集に掲載されたものについては、県警ホームページへの掲載は不要とする。

##### (3) 窓口への備付け

県民サポート課長は、（1）により提出を受けた公表文書については、県民が閲覧できるよう窓口に備え付けるものとする。

別記様式省略